

キャッシュカードの偽造・盗難被害への補償

万一、個人のお客様がキャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害に遭われた場合は、「預金者保護法」に基づき、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害の全部または一部について当金庫が補償いたしかねるケースがございますのでご注意ください。

カード・通帳等を偽造・盗難・紛失された場合は

ご連絡窓口

■受付時間／平日 7:50～22:00
土・日・祝日 7:50～22:00

■ご連絡先／平日の8:40～18:00までは、お取引店（カード発行店）にご連絡ください。
・平日の上記以外および土・日・祝日は、フリーダイヤル **0120-839-939** までご連絡願います。

「振り込み詐欺等、特殊詐欺」被害への対応

「振り込み詐欺」とは、嘘の内容の電話を掛け、お客様の資金を指定の口座に振り込ませる手口の詐欺です。最近では、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、あるいは震災に便乗した義援金名目の詐欺や、「元本保証」や「絶対に儲かる」などと説明して、未公開株等の金融商品を売りつけるなど新たな手口に絡んだ振り込み詐欺も増加していますので注意してください。

当金庫は、兵庫県警察本部と連携し、振り込み詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、平成27年6月15日より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預手プラン）」を実施しています。

万一、振り込み詐欺に遭われた場合は、「振り込み詐欺救済法」に基づき対応させていただきます。被害に遭われたお客様は、直ちに警察等の捜査機関に連絡いただくとともに、振込先の金融機関へご連絡ください。

当金庫の口座に振り込まれた場合には、下記にてご相談をお受けします。

お問い合わせ窓口（受付時間：平日／9:00～22:00）

■当金庫 フリーダイヤル 0120-839-939
■当金庫 本支店（60ページをご覧ください）

他金融機関の口座に振り込まれた場合には、該当する金融機関へご連絡ください。

「振り込み詐欺救済法」は、振り込み詐欺等の被害に遭われた方のために、平成20年6月21日に施行された法律で、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、その口座に滞留している犯罪被害金を返還する手続きを定めたものです。

被害者の方の手続きの流れ、犯罪利用預金口座等の情報は、「預金保険機構」のホームページにてご覧いただけます。
(<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>)



資料編

貸借対照表	35
損益計算書	36
剰余金処分計算書	36
注記事項	37
預金の状況	40
貸出金の状況	41
有価証券の状況	45
有価証券・為替の状況	47
経営指標その他	48
自己資本の充実の状況	51
自己資本の構成に関する事項	51
自己資本の充実度に関する事項	52
信用リスクに関する事項	53
信用リスク削減手法に関する事項	55
派生商品取引及び長期決済期間取引の	
取引相手のリスクに関する事項	55
証券化エクスポージャーに関する事項	56
出資等エクスポージャーに関する事項	57
金利リスクに関する事項	58